

看護教育研究学会規定

第1条 名称

この会は、看護教育研究学会（以下本学会）と称する。

第2条 目的

本学会は、看護及び看護教育に関する研究・開発を目指し、看護学の発展に寄与すると共に、看護職者の資質の向上を図ることを目的とする。

第3条 事務局

本学会の事務局は、下記に置く。

〒206-0033 東京都多摩市落合 4-11

東京医療学院大学保健医療学部看護学科 森千鶴研究室内

ホームページアドレス <http://www.nihonkango.jp/>

第4条 会員

- 1 本学会への入会希望者は、入会申し込みに該当年度の会費を添えて申請を行う。
- 2 会員は下記のことができる。
 - (1) 学術集会での発表
 - (2) 「看護教育研究学会誌」への投稿
- 3 会員は、次の各号のひとつに該当する場合には会員の資格を失う。
 - (1) 本人より退会の申し出があった場合
 - (2) 会費を滞納した時
 - (3) 死亡した時

第5条 理事及び監事

- 1 本学会に理事及び監事を置く。
 - (1) 理事 25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名を副理事長とする。

第6条 学術集会・総会の開催

- 1 理事長は、学術集会・総会を開催する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、あらかじめ指名された副理事長がその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
- 4 理事は、庶務、会計、編集及びその他の会務を分掌する。
- 5 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

第7条 理事及び監事の任期

- 1 理事及び監事の任期は3年とする。
- 2 補欠により就任した理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、その任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

第8条 理事会

1 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。ただし、理事の3分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

2 理事会に議長を置き、理事長がこれにあたる。

3 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。但し、当該議事について書面をもって予め意思表示を行なった者は出席者とみなす。

4 議事は、出席者の2分の1以上をもって決し、可決同数の時は議長の決するところによる。

5 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 規程の制定、変更及び廃止
- (2) 委員会の設置、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (5) 学術集会会長の選出

第9条 学術集会及び総会

1 学術集会

- (1) 学術集会会長の任期は、前回総会終了の翌日から今回の総会終了の日までとする。
- (2) 学術集会では看護、看護技術、看護教育、看護学生及びこれに関連する研究、調査の発表を行う。

2 総会

- (1) 総会は毎年1回理事長が招集し、議長には理事長があたりこの規定の定める他、次の議事及び行事を行う。
 - ・会務報告及び議案の審議
- (2) 議案の審議は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 会員以外の者は、理事長の定める手続きを経て参加費を納入すれば学会総会に出席し、傍聴及び討議の際の発言をなすことができる。

第10条 委員会

- 1 本学会に編集委員会、総務委員会を置く。
- 2 編集委員会、総務委員会に関する規定は、理事会の議決をもってこれを定める。
- 3 本学会に必要なに応じて委員会を置くことができる。
- 4 委員会の設置、任期、運営については理事会の議決をもってこれを定める。

第11条 学会の費用

- 1 本学会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 本学会の予算は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 本学会の決算は、理事会の承認を受け、総会で報告しなければならない。
- 4 本学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
- 5 理事長は、学術集会・総会の費用に充当するため、出席者より学術集会・総会参加費その他を徴収し、また寄付金を受けることができる。

第12条 学会事務局

- 1 本学会に、学術集会・総会事務局を置く。
- 2 学術集会・総会事務局の規定は理事会の議決をもってこれを定める。

第13条 規定改正

本規定の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て決定される。

<附則>

第1条

会費は、年会費 5,000 円、学術集会参加費 6,000 円（事前申し込み 5,500 円）とする。

第2条

この規定は、平成19年10月20日から施行する。

この規定は、平成23年10月29日から施行する。

この規定は、平成25年10月19日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月14日から施行する。